

愛媛県信用保証協会の現状

愛媛県信用保証協会ディスクロージャー誌

2015

E h i m e G u a r a n t e e

ごあいさつ

愛媛県信用保証協会の業務運営につきまして、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も当協会の業務内容・業績・事業計画などについてご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて、当協会への認識を深めて頂きますとともに、有効にご活用頂ければ幸いに存じます。

さて、県内経済は、全体として緩やかに回復しておりますが、昨年4月に行われた消費増税の影響が一部に残っており、さらに円安による原材料高や人手不足による賃金上昇等のコスト増加から、中小企業・小規模事業者の収益環境は厳しく、景気回復を実感するまでには至っていない状況にあります。

このような情勢を踏まえ、当協会では、中小企業・小規模事業者の資金需要に積極的に対応するため、金融機関との連携を強化し、国・地方公共団体の諸施策による保証制度を推進するとともに、返済緩和を求める条件変更にも柔軟かつ積極的に対応し、中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰り支援に努めました。

また、本年4月には、新たに「経営安定化支援事業」を開始し、中小企業・小規模事業者の経営改善をサポートする体制を整備しました。

さらに、女性起業家のための創業支援として、女性中小企業診断士による経営相談も開始しました。

今後につきましては、金融機関や中小企業支援機関との連携を強化して、中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰りを支援するとともに、「経営安定化支援事業」を活用した金融支援と経営支援の一体的な取組みの強化と、地域における創業の促進にも尽力してまいります。

当協会では今後とも信用補完制度の役割を十分認識し、中小企業金融政策の中核的担い手として、地元中小企業・小規模事業者の皆様と金融機関の懸け橋となるよう、役職員一同全力を尽くしてまいります。

皆様には、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年6月

愛媛県信用保証協会

会長 上甲 啓二

目次 Contents

▶ 信用保証協会の目的と概要

目的・基本理念・当協会のシンボルマーク	2
当協会のプロフィール・沿革・根拠法律と主務大臣	3

▶ コンプライアンスと個人情報の取扱い

コンプライアンス態勢	4
個人情報保護への取組	6

▶ 信用保証協会のしくみ

信用保証協会の役割	8
信用補完制度(信用保証制度と信用保険制度)について	9

▶ 当協会の業務について

ご利用にあたって(保証をご利用いただける方・保証の内容等)	12
信用保証業務の流れ	14
責任共有制度について	15
信用保証料について	16
信用保証制度のご案内	18
広報活動について	20
相談窓口について	21

▶ 中期事業計画と年度経営計画について

第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	22
平成27年度経営計画	24

▶ 平成26年度事業報告

事業概況	26
信用保証実績	28
貸付条件変更・セーフティネット保証の取組みについて	31
平成26年度トピックス	32

▶ 平成26年度財務報告

貸借対照表・財産目録・(図解)	34
収支計算書・(図解)	36
基本財産	38

▶ 役員構成・組織図・ネットワーク

役員構成	40
組織図	41
ネットワーク	42

信用保証協会の目的と概要

目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

基本理念

信用保証協会は、

- 1 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- 2 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- 3 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- 4 もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

シンボルマークについて



EHIME
GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、愛媛の青い空・青い海のイメージ、信用保証協会にふさわしいイメージ「清楚」「爽やかさ」「知性」を印象づける色『ブルー』と、県産品の代表である伊予みかんのイメージ、そして健康的で躍動的な協会職員のイメージを表す『オレンジ』の2色をコーポレートカラーとしています。

「S」の文字は、次の三つの「応対」の心掛け、「smile」-心のこもった優しい応対、「speed」-待たせない的確な応対、「service」-ニーズに合った適切な応対、を表しています。

プロフィール

(平成26年度末現在)

設 立	昭和24年4月30日
人 格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基 本 財 産	129億9,336万円
保 証 債 務 残 高	〈件数〉2万4,762件 〈金額〉2,033億3,625万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍(定款第7条)
保 証 利 用 度	33.31% (保証利用企業者数15,622社／中小企業者数46,905社)
役 職 員 数	86名(平成27年4月1日現在)

沿 革

昭和24年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
昭和24年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和24年 4月30日	設立登記
昭和24年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
昭和25年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和25年10月20日	設立登記
昭和29年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
昭和29年 7月 5日	組織変更登記
昭和48年12月 1日	主たる事務所を現在地、松山市一番町4丁目1番地2へ移転

根拠法律と主務大臣

1. 根拠法律

信用保証協会法(以下「法」という)

2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣……(法第48条)

金融庁長官……(法第50条1項に基づく権限の委任(内閣総理大臣))

地方支分部局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(経済産業大臣))

財務局長又は財務支局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(金融庁長官))

都道府県知事……(法第51条に基づく権限の委任(内閣総理大臣および経済産業大臣))

コンプライアンスと個人情報の取扱い

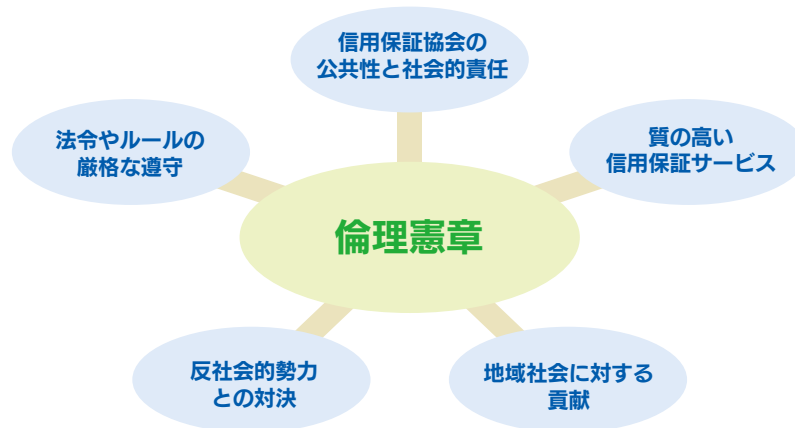
コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

愛媛県信用保証協会倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- 2 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- 3 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- 5 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



具体的行動規範

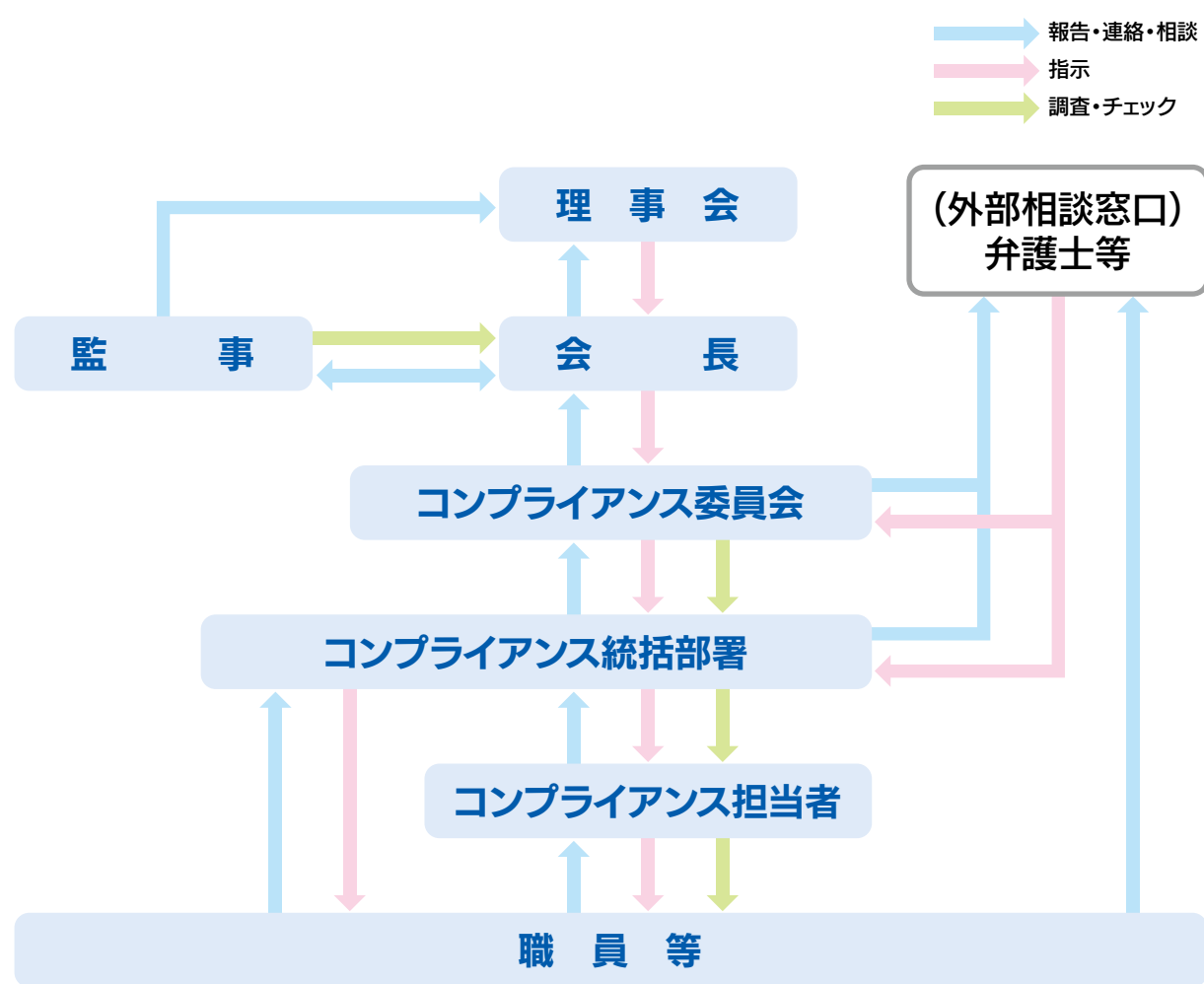
- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 法令・ルール等の遵守 | 6 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| 2 誠実な職務の遂行 | 7 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| 3 守秘義務の履行 | 8 職場秩序の維持 |
| 4 職務上の地位と関係者との付き合い | 9 違反行為の報告 |
| 5 コンプライアンス関連事項への対応 | 10 懲罰 |

コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、平成21年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込もお断りしています。

個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ等の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は下記の当協会窓口に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して窓口にご持参(または郵送)ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データを利用停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ等の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住 所	電話番号
松 山 事 業 部	松山市一番町4丁目1-2(中小企業会館内)	089-931-2118
新 居 浜 支 所	新居浜市一宮町2丁目4-8(商工会館内)	0897-33-8282
今 治 支 所	今治市旭町2丁目3-20(商工会議所ビル内)	0898-23-0170
八 幡 浜 支 所	八幡浜市1590番地22(商工会館内)	0894-22-2003
宇 和 島 支 所	宇和島市中央町1丁目9-10(愛媛新聞ビル内)	0895-22-6556

信用保証協会のしくみ

信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

■根拠法律

信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)

■関係法律

中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

■目 的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)

■業 務

1. 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
 - ① 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - ② 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - ③ 銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
 - ④ 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - ⑤ 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務
2. 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月1日より次の業務を行っています。

■新株予約権引受業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。創業ないし新分野に挑戦する中小企業者を支援する新たな手法。

■債権譲受業務

信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に対する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。

■再生ファンド出資業務

中小企業者を対象とした再生ファンドへの出資を信用保証協会が行うことで、政府全体として取り組んでいる地方の中小企業の再生を促すとともに、地域の中小企業を支える金融債権者の一員として責任を果たすことを目的とする。

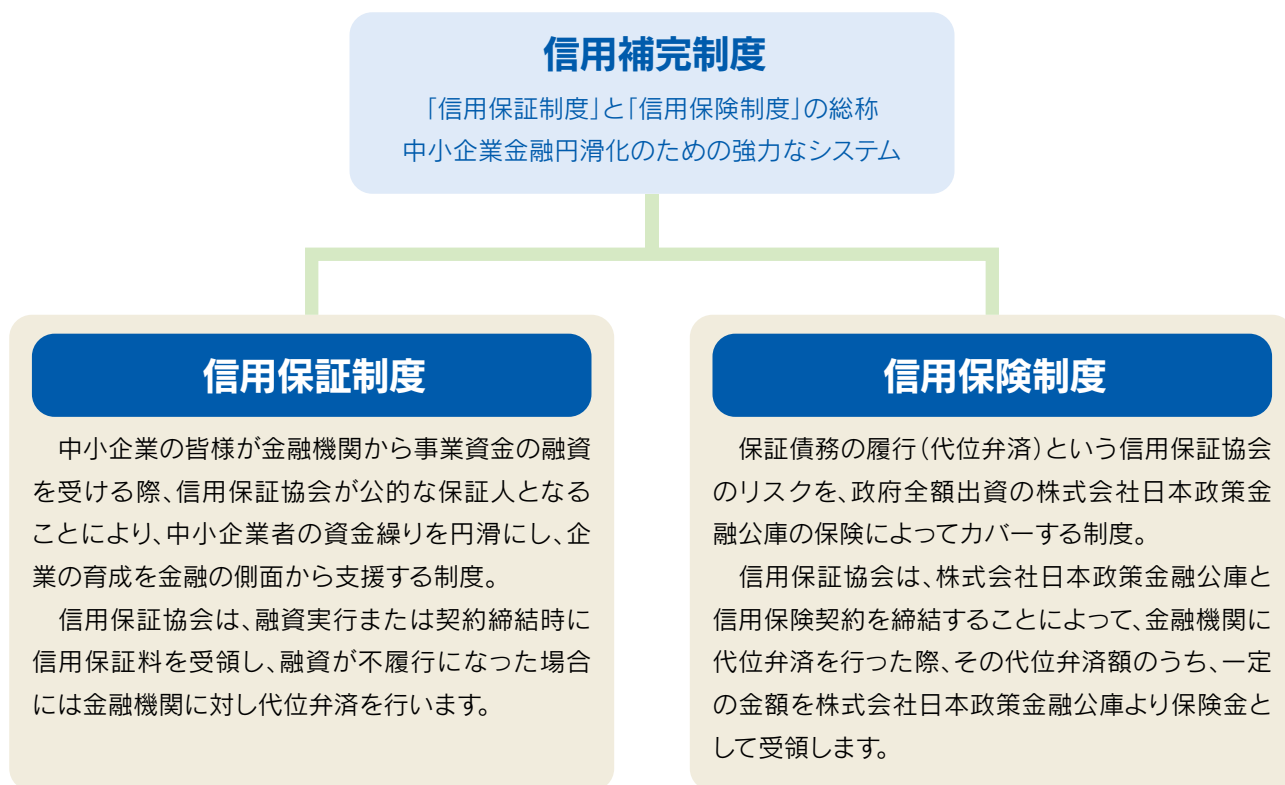
信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

平成26年度当協会は、県から2,179千円、各市町から1,785千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

保証協会債権回収㈱との協力関係

当協会が代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。

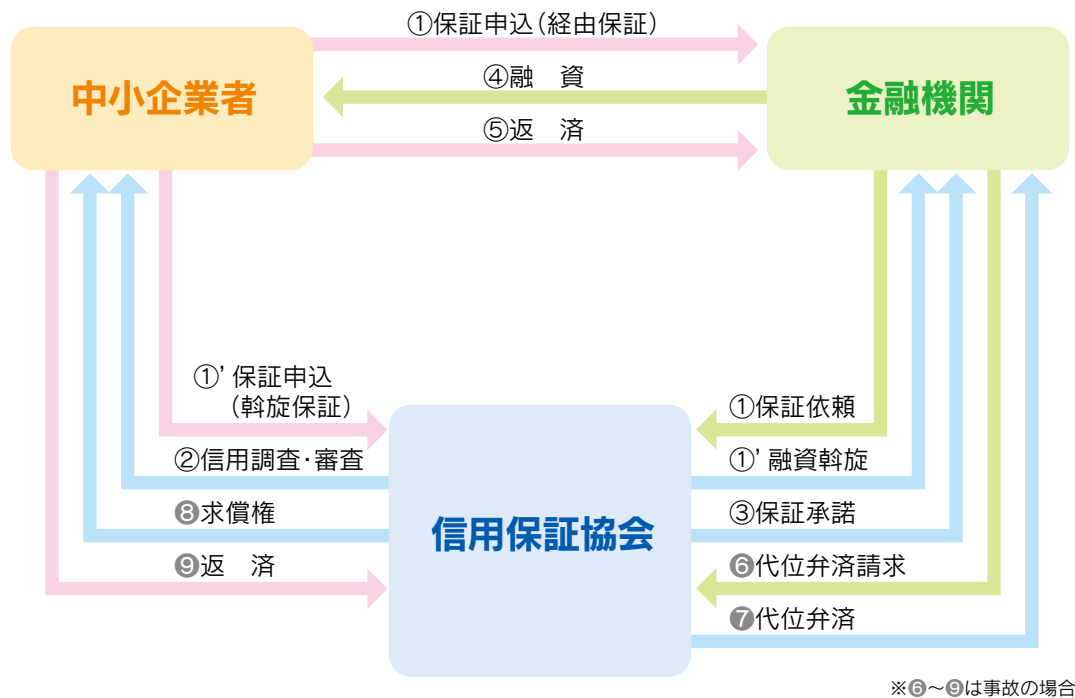
この代位弁済後の求償権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のため欠かせない業務です。

しかしながら、第三者保証人や物的担保に依存しない保証が定着し、無担保求償権回収の最大化・効率化がより一層求められるようになりました。

そこで、当協会では、求償権回収の効率化を目的として、保証協会債権回収㈱に求償権回収業務を委託しています。

委託求償権の残高は、平成26年度末時点で、8,866百万円、平成26年度中の委託求償権の回収額は236百万円となっています。

(※委託残高金額は元金のみ、回収額は、元金・損害金のみ集計)

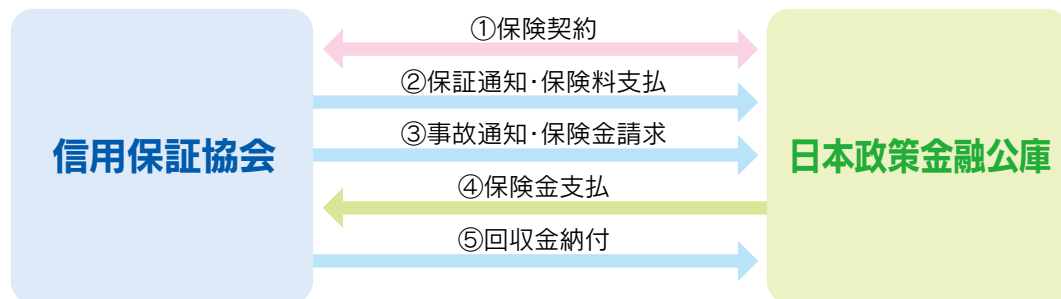


解説

信用保証制度とは…

- ① 中小企業者は、直接または金融機関を通じて信用保証の申込をします。(県・市町制度資金は、市町の商工担当課や商工会、商工会議所などでも取扱っています。)
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて、中小企業者に融資を行います。この時、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済します。
- ⑥ 万一、中小企業者が何らかの理由(倒産等)によって、借入金の返済ができなくなった場合は、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、信用保証協会は中小企業者に対し求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者およびその保証人は、信用保証協会に求償債務の返済をします。

(注) 代位弁済後は、年14%の損害金が生じます。



解説

信用保険制度とは…

信用保証協会が信用保証を行い、その保証付融資が実行されると、すべての保証に対して中小企業信用保険法に基づく保険が掛けられる仕組みになっています。

- ① 日本政策金融公庫（以下、公庫）と信用保証協会は信用保険契約を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は①の契約に基づいて保険要件（信用保険を掛けるための要件は、保険種類ごとに法令等によって定められています。）を備えた信用保証を行った場合は、公庫に保証通知を行うとともに、保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し、代位弁済をしたときは、この事実を公庫に通知（事故通知）し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

当協会の業務について

■ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

- ◆個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあって事業を行っていただければご利用になれます。(ただし、中小企業以外のサラリーマン等は保証の対象となりません。)
- ◆会社は資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していれば対象となります。また、個人は常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。
- ◆保証対象業種の中には許認可等を必要とする業種があり、これに該当する場合は許認可等を受けていることが必要です。

業 種	資 本 金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3 億 円 以 下	300人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種(政令特例業種)については、上記基準がさらに緩和されます。
※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。
※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

保証の内容

◆保証限度額

個 人 ・ 法 人 医 療 法 人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額1,250万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数・居住要件・納税要件等)
※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。
※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

◆資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

◆保証期間

運 転 資 金	10年以内
設 備 資 金	15年以内(土地・建物取得資金については20年以内)

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。

◆担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

◆連帯保証人

個 人	原則として不要
法 人（組 合）	原則として法人代表者(代表理事)のみ必要 ^(注)

※実質的な経営者や事業承継予定者等、特段の理由がある場合は保証参加していただく場合があります。

(注)経営者保証ガイドライン対応保証を利用する場合は連帯保証人を不要とします。

保証をご利用になれない方

◆業種等について

- 農業、林業、漁業、金融業、風俗関連営業や射的的娯楽業等サービス業の一部、宗教法人、非営利団体(NPOを含む)など
- 許認可等を要する事業を営む方で、許認可等を受けていない方

◆信用保証協会取引について

- 信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方
(※所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。)
- 信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- 前回の保証が設備資金で、その設備が履行されていない方
- 他の信用保証協会で、無担保無保証人融資を受けている方

◆金融取引について

- 手形、小切手について不渡りがある方および銀行取引停止処分を受けている方
(ただし、第1回不渡り発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のない方を除きます。)
- 借入れ(信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等)について、返済を延滞している方
- 会社更生、民事再生等法的整理手続中(申立中を含みます。)の方
(ただし、事業再生保証の対象となる方を除きます。)

◆財務内容等について

- 税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- 粉飾決算や融通手形操作を行っている方
- 多額の高利借入を利用して、早期解消が見込めない方
- 事業規模に比し、大幅な債務超過、欠損や多額の借入等業況に懸念がある方

◆その他

- 休眠会社
(最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法472条の規定により、休眠会社として解散したとみなされた場合)
- 保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- 暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方
- 法令に違反し、又は著しく公序良俗に反すると認められる方

信用保証業務の流れ



■責任共有制度について

平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、平成19年10月より金融機関と信用保証協会の「責任共有制度」が導入されました。

この制度は、金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。これにより、これまで信用保証協会が原則100%信用リスクを負担していた信用保証制度が、金融機関にも原則20%の負担を求めるよう制度改正されました。

概要

責任共有の方法には次の二通りの方式があります。金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかを選択します。

【部分保証方式】 融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 **保証金額＝融資金額×80%**
【負担金方式】 融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績（代位弁済等実績率）に応じた一定の負担金を事後に金融機関が信用保証協会に支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高 (X期)} \times \frac{\text{代位弁済額 (Y期)} - \text{不動産担保回収に関する額 (Y期)}}{\text{保証債務平均残高 (Y期)}} \times \text{負担割合 (20\%)}$$

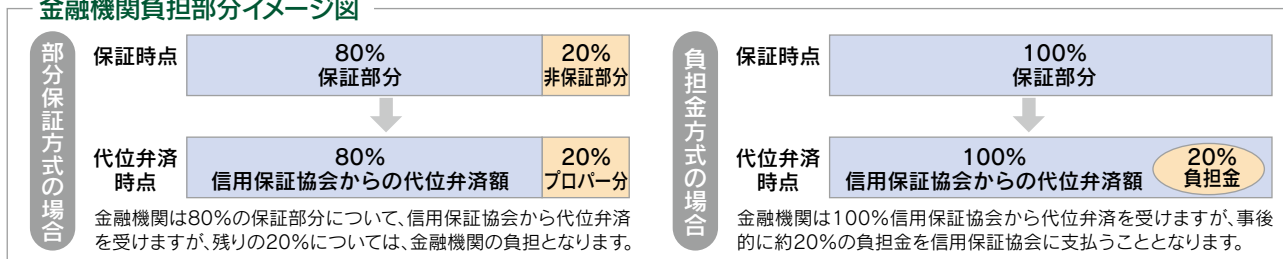
(注) X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は平成19年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾をしたものに限る。

Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、代位弁済等実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

一金融機関の負担割合について

いずれの方式においても金融機関の負担割合は20%となります。

金融機関負担部分イメージ図



責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。また、金融機関の選択方式に関わらず部分保証となる保証制度（中小企業特定社債保証や流動資産担保融資保証など）もあります。平成19年10月1日以降に信用保証協会が申込受付をし、保証承諾決定を行ったものが本制度の対象となります。

(1) 責任共有制度の対象となる保証

次の(2)の保証以外のすべての保証

(2) 責任共有制度の対象外となる保証＜100%保証＞

1. 経営安定関連保険（セーフティネット）1～6号に係る保証
2. 災害関連保険に係る保証
3. 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保険に係る保証
4. 特別小口保険に係る保証
5. 事業再生保険に係る保証
6. 小口零細企業保証（※）
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
10. 経営力強化保証（責任共有対象除外となる保証付の既往借入金の範囲内の額を本制度で借換する場合）
11. 事業再生計画実施関連保証（責任共有対象除外となる保証付の既往借入金の範囲内の額を本制度で借換する場合）

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も少額な企業の方に向け、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下（卸・小売・サービス業は5名以下）の法人・個人事業主の方（注）
保証限度額	1,250万円（既保証残高を含む）
保証期間	運転5年以内（据置1年以内）・設備7年以内（据置1年以内）

(注) 常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社および個人とします。

■信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料など一切いただきません。

信用保証料率

平成18年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的には一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、全ての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに下記のような定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

<定性要因による割引>

以下に該当される方については、信用保証料率を0.1%割引します。

◆「中小企業会計割引」

国が推奨する「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して公認会計士または税理士が計算書類（決算書）を作成したことが確認できる中小企業者または、保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者

（ただし、制度によっては割引の適用ができていないものもあります。）

◆「有担保割引」

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合

（ただし、制度によって割引の適用ができていないものもあります。）

信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、平成27年4月現在、174の金融機関等が会員となっており、約331万の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

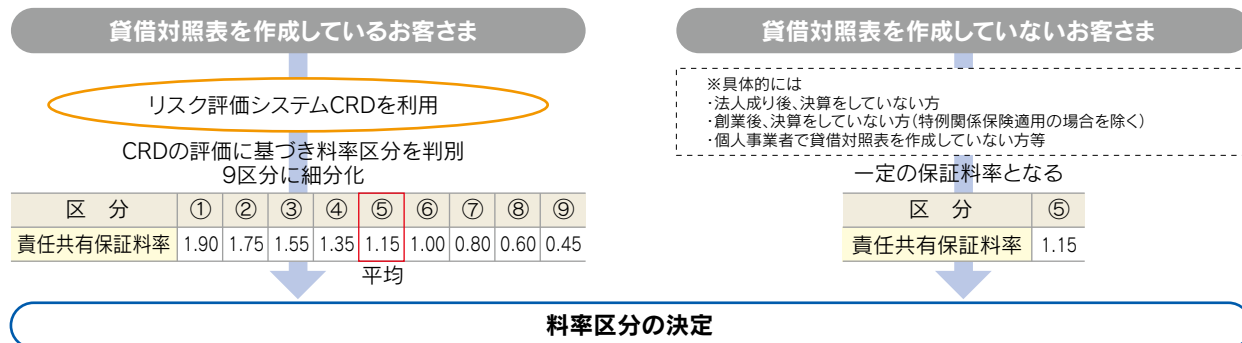
<基本保証料率>（平成18年度～）

（単位：年率％）

年 度		基本保証料率								
平成18年度 (※保証料率の弾力化) ～平成19年度(平成19年9月迄)	第1 区分	第2 区分	第3 区分	第4 区分	第5 区分	第6 区分	第7 区分	第8 区分	第9 区分	
	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
平成19年度(平成19年10月から)～ (※責任共有制度の導入)	第1 区分	第2 区分	第3 区分	第4 区分	第5 区分	第6 区分	第7 区分	第8 区分	第9 区分	
	(注)責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

（注）責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの。（平成19年10月1日以降）責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「責任共有外保証料率」という）は、保証委託額に対する率。

<保証料率区分の決定プロセス図>



信用保証料の計算式

①保証料

保証料率は年率建になっており、計算は年率で行いますが、年に満たない部分は月率で、月に満たない部分は日率で行います。

なお、計算の際生じた円未満の端数は切り捨てます。（月・日率については小数点第5位切捨てとなります）

（1）期日一括払（根保証の場合を含む）は次の計算によります。

保証金額×保証料率×保証期間

（例1）
保証金額 1,000千円
保証料率（年） 1.00%
保証期間 1年
 $1,000千円 \times 1.00\% \times 1年 = 10,000円$

（例2）
保証金額 1,000千円
保証料率（月） 0.0833%
保証期間 6ヶ月
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 6ヶ月 = 4,998円$

（例3）
保証金額 1,000千円
保証料率（月） 0.0833% （日）0.0027%
保証期間 4月1日～6月21日
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 2ヶ月 = 1,666円$
 $1,000千円 \times 0.0027\% \times 21日 = 567円$
計 2,233円

（2）分割払（均等・不均等）は次の計算によります。

予定保証残高×保証料率×期間（期間とは保証期間を分割返済期日により区分した期間をいう）

（例）保証金額 3,000千円
保証料率（月） 0.0833%
保証期間 3ヶ月
返済方法 貸出後1ヶ月目から毎月1,000千円あて弁済
残額1,000千円期日弁済
 $3,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 2,499円$
 $2,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 1,666円$
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 833円$
計 4,998円

②延滞保証料

延滞保証料は、履行期限（分割履行期限及び最終履行期限）の翌日から弁済日（または代位弁済日）までの日数について、年3.65%の料率で計算されます。

延滞保証料の計算は次の方法によります。

延滞額×延滞保証料率×延滞期間

（例1）一括払の場合
保証残高 1,000千円
弁済期日 4月1日
弁 済 日 4月5日
 $1,000千円 \times 3.65\% \times 4/365 = 400円$

（例2）分割払の場合
毎月の弁済金額 100千円
毎月の弁 済 日 1日
弁済があった日 5日
 $100千円 \times 3.65\% \times 4/365 = 40円$

（注）支払期限が金融機関の休日に当たる場合の取扱いは次のとおりです。

①休日後最初の営業日（以下「翌営業日」という）に返済があったときは、延滞保証料は徴収しません。

②翌営業日後に返済があったときは、翌営業日の翌日から入金があった日までの延滞保証料を徴収します。

一保証料の返戻一

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

信用保証制度のご案内

主な保証制度

制 度 名			制 度 の 特 徴	融資限度額	
協 会 制 度	一 般	普通保証	通常の保証制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内	
		金融機関との提携保証			
		小口連携保証(トライアングル1000)	信用保証協会、金融機関、商工団体のトライアングルで小口資金の資金調達をスムーズにしています。※商工団体の推薦状が必要です。	500万円以内もしくは1,000万円以内 (※運転資金については、月商の2ヶ月が上限)	
		優良ランク保証(バリュー5000)	優良企業者向けの商品です。(※会社・医療法人のみ対象) ※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	5,000万円以内 (※手貸恒常資金の利用も可能)	
		優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)	小規模でも財務内容が良好な中小企業者向けの商品です。(※一定の要件を満たす会社・医療法人が対象)※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	3,000万円以内(※手貸恒常資金の利用も可能)※ただし、直近決算の平均月商の2ヶ月が上限	
	全 国 統 一 (ま た は 準 統 一) の 保 証	中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)	金融機関の企業評価「自己査定」の活用により、簡易・迅速に借入ができます。	8,000万円以内	
		事業者カードローン当座貸越根保証	カードでスピーディーに借入ができます。	100万円以上2,000万円以内	
		当座貸越(貸付専用型)根保証	いざというときのために借入枠を確保できます。 借入枠内であれば、いつでもすぐに借入ができます。	100万円以上2億8,000万円以内	
		中小企業特定社債保証	中小企業者が発行する「社債(私募債)」に対して行う保証です。	3,000万円以上5億6,000万円以内 (保証割合：80%)	
		流動資産担保融資保証(ABL保証)	流動資産(売掛債権や棚卸資産)を担保として借入ができ、資金調達の幅が広がります。	2億5,000万円以内 (保証割合：80%)	
		経営安定関連保証(セーフティネット保証)	取引先の倒産や災害その他突発的事由、また不況業種等の理由により影響を受けている方への制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内	
		創業等関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)	
		創業関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※再挑戦支援保証と合算)	
		再挑戦支援保証	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※創業関連保証と合算)	
		経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の連携により、中小企業者の経営力の強化を図る制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内	
市 町 村 制 度	中小企業振興資金融資制度保証		低利な小口資金を利用したい方への制度です。	500万円以内	
	中小企業緊急経営資金融資制度保証(※現在、八幡浜市・西予市・今治市・新居浜市・四国中央市のみ)		売上が減少(前年比5%(*))した方への緊急融資制度です。 *要件が3%に緩和されている市もあります。	1,000万円以内 (振興資金と合算)	
	中小企業経営安定化資金融資制度保証(※現在、松山市・今治市のみ)		セーフティネット保証1号～8号のいずれかの要件に該当した方への緊急融資制度です。	1,000万円以内 (振興資金及び緊急経営資金と合算)	
	中小企業季節資金融資制度保証(※松山市・今治市・新居浜市のみ)		ボーナス等の短期運転資金が必要な方への制度です。	300万円以内	
	中小企業設備近代化資金融資制度保証(※松山市・今治市のみ)		設備資金を低利の長期資金で調達したい方への制度です。	1,000万円以内	
	小企業特別小口資金融資制度保証(※今治市のみ)		小規模事業者向けの制度資金です。	200万円以内	
県 制 度	愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	一般資金	経営の安定化を図るため、低利な固定金利の事業資金を調達したい方への制度です。	5,000万円以内	
		建設産業短期資金	(下記以外) 建設業又は土木建築サービス業を営む方へ、タイムリーな短期運転資金を提供する制度です。(※但し、工事代金などの返済財源を特定したものに限りします。)	2,000万円以内	
		短期資金	ボーナス等の短期の運転資金が必要な方への制度です。	知事がその都度定める (平成27年4月1日現在 1,500万円以内)	
		小口零細企業資金	(下記以外) 経営指導特例	1,250万円以内 (既存の保証付融資残高を含む)	
		新事業創出支援資金	創業等関連資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)
	緊急経済対策特別支援資金	創業関連資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※再挑戦支援資金と合算)	
		再挑戦支援資金	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※創業関連資金と合算)	
		(下記以外)			
		特定中小企業者(注1)	下記以外	5,000万円以内 (※組合は、1億円以内) (借換資金を含む場合は、8,000万円以内(組合は、1億6,000万円以内))	
			7号～8号		

(注1) 特定中小企業者とは、信用保険法第2条第5項第1号から第8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者又は組合をいいます。

(平成27年6月1日現在)

資金使途	融資期間	保証料率(年率)	利率(年利)	連帯保証人	担保
運転・設備	運転: 10年以内 設備: 15年以内(特別20年以内)	0.45～1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転: 5年以内 設備: 7年以内	0.45～1.90%	金融機関所定利率(但し、 通常金利より0.3%引き下げ)	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転	7年以内	0.30～0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
運転	7年以内	0.30～0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
運転	7年以内(但し、経営安定関連保証を 利用する場合は10年以内)	0.45～1.90% (但し他の保証制度を併用する場合は 当該制度の利率適用)	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	1年間もしくは2年間 (更新可)	0.39～1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転・設備	1年間もしくは2年間 (更新可)	0.39～1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則5,000万円以内不要 5,000万円超必要
運転・設備	2年以上7年以内	0.45～1.90% (定性要因による割引有)	金融機関所定利率	不要	原則不要、但し保証金額 2億円超必要
運転・設備	根 保 証: 1年間(更新可) 個別保証: 1年以内	0.68%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	流動資産を譲渡担保とします。
運転・設備	運転: 10年以内 設備: 15年以内(特別20年以内)	1号～6号0.80% 7号～8号0.70%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・借換・設備 ※事業計画の実施に 必要な資金に限る	運転: 5年以内 借換: 10年以内 設備: 7年以内	責任共有対象の場合 0.45～1.75% 責任共有対象外の場合 0.50～2.00%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	5年以内	0.45～1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	6年以内	0.45～1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	7年以内	1号～6号0.80% 7号～8号0.70%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	5ヶ月以内	0.45～1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
設備	7年以内	0.45～1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	5年以内	0.85%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	不要	不要
運転・設備	運転: 5年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備: 10年以内	0.35～1.72%	2.15%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	1年以内	0.35～1.72% 0.80% 0.70%	1.75% 1.60% 1.75%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	1年以内	0.45～1.90%	知事とその都度定める (平成27年4月1日現在 1.55%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転: 5年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備: 10年以内	0.50～1.87% (経営指導特例 0.50～1.55%)	運転: 1.65% 設備: 0.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転・設備	運転: 5年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備: 10年以内	0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	運転: 5年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備: 10年以内	0.80%	1.50% (特例の場合 1.3%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	運転: 5年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備: 10年以内	0.80%	1.50% (特例の場合 1.3%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・借換	運転: 5年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換: 10年以内	0.35～1.72%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転: 7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換: 10年以内	0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転: 7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換: 10年以内	0.70%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求

(注2) 上記の保証制度以外にも、いろいろな悩みやニーズに合った豊富な保証制度がございます。詳しくは『保証月報』(4月号)にてご確認ください。

(注3) 県制度の利率(年利)については、今後変更する場合がありますので、都度ご確認ください。

■広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動を行っています。

◆ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知っていただくためにホームページを開設しております。ホームページの主な内容は、信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用される各種様式がダウンロードできます。今後も、親しみやすく分かりやすいホームページになるよう心がけてまいりますので、ぜひご活用ください。

ホームページのトップページ



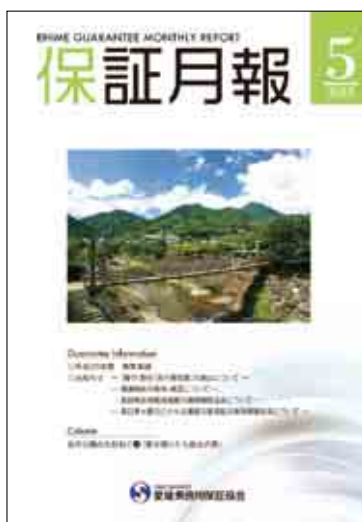
(平成27年6月1日現在)

ホームページアドレス

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

◆保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。



◆各種パンフレットの作成

【金融機関向けパンフレット】

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けに、「信用保証のご案内」を作成しています。

【お客様向けリーフレット】

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けのリーフレット「信用保証制度のご案内」を作成しています。

【創業者向けリーフレット】

創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した「創業に関する信用保証のご案内☆夢応援ナビ☆」を作成しています。



当協会では、保証制度の取扱状況や特別相談窓口の設置など、タイムリーに協会情報の提供を行っています。

■相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けられる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。平成27年6月1日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

〈特別相談窓口〉

- 北朝鮮制裁措置
- 皮革等関連
- 東日本大震災関連
- 経営改善・資金繰り関連
- 原材料・エネルギーコスト高対策
- デフレ脱却等

中期事業計画と年度経営計画について

第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)

業務運営方針

愛媛県信用保証協会は中小企業・小規模事業者金融の円滑化に寄与し、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成27年度から平成29年度までの3力年間における業務の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでいきます。

1. 保証業務の推進

県内中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中で、金融機関等との連携を図りながら円滑な資金供給に努めるとともに、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援にも万全を期すため、借換保証をはじめとした政策保証に積極的かつ適正に取り組めます。

〈初年度(平成27年度)の取組方針〉

金融機関との連携を強化し、提携保証を推進するなど、迅速かつ適切な保証対応に努めるとともに、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援に万全を期すため、借換保証をはじめとした政策保証にも積極的かつ適正に取り組めます。

〈2年度目(平成28年度)の取組方針〉

初年度に引き続いて、金融機関との提携保証の推進や借換保証等の政策保証を活用した資金繰り支援により、保証業務の推進に努めます。

〈3年度目(平成29年度)の取組方針〉

2年度目と同様。

2. 期中管理の強化

返済条件緩和時において現地調査や経営者との面談などにより実態把握に努めるとともに、返済緩和先または返済緩和見込み先への訪問を実施し、中小企業診断士・公認会計士等の専門家による現状分析及び経営課題の解決への取り組みや改善計画の策定を促します。また中小企業支援ネットワークによる経営支援・再生支援に向けた各中小企業支援機関との連携態勢の強化と各種支援施策の推進を行います。さらに事故発生時には、金融機関との緊密な連携により早期に事業者の実態把握に努め、事業継続または返済履行が困難な先については、代位弁済時において回収部門と連携し早期に回収方針を立てます。

〈初年度(平成27年度)の取組方針〉

基本方針を遵守し、事業者の実情に即した期中支援に努めます。

〈2年度目(平成28年度)の取組方針〉

体質改善見込みのない先や単なる延命策で破綻を凌いでいる先を中心に代位弁済の増加が予想されるため一層の期中支援強化に努めます。

〈3年度目(平成29年度)の取組方針〉

2年度目と同様。

3. 求償権管理の充実と回収の促進

債務者・連帯保証人等の実態を的確に把握し、個々の回収方針を明確にすることにより、効果的な回収に繋がります。特に長期化している案件の見直しを進め、法的措置の実施や損害金軽減、保証債務免除を視野に入れての一括回収交渉等により回収の掘り起こしを図ります。また、将来にわたって回収が見込めず管理の実益がない求償権については、計画的に管理事務停止及び求償権整理の手続きを促進し、回収が見込まれる求償権に対して集中的な取り組みを行います。さらに、サービスとの連携を強化し、回収目標や業務運営について情報交換を緊密に行い、サービスと一体となって回収促進に努めます。また、内部研修等の実施により、法的措置等についての効果的な実施事例や回収成功事例等について職員間での情報共有を図り、担当者の資質・能力の向上に努めます。

〈初年度(平成27年度)の取組方針〉

債務者・連帯保証人等の実態を的確に把握し、個々の回収方針を明確化することで迅速かつ効率的な回収に努めます。

〈2年度目(平成28年度)の取組方針〉

初年度と同様。

〈3年度目(平成29年度)の取組方針〉

2年度目と同様。

4. 信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応

持続可能な信用補完制度を堅持するため、主務省指導のもと具体的取り組みが順次実施されていることから、当協会もその取り組みのための態勢整備や運営のための措置を講じます。

5. 利便性の向上に向けた取り組み

信用補完制度の改革等により年々複雑化する事務に対応するため、事務処理の簡素化やシステムによる省力化を推進します。また、保証審査業務をはじめ、業務全般にわたって事務の標準化を図るとともに規程等の整備を行い、中小企業・小規模事業者がより利用しやすくなるようサービスの向上に努めます。同時に、内部研修等を通じ、正確な事務処理やその重要性について職員に周知徹底するとともに、グループウェアを利用した情報の共有化を図ります。

対外的には、顧客の利便性向上に向け、機関誌、パンフレット、ホームページの充実に努め、信用保証制度についてより広く正しい理解が得られるよう心がけるとともに、情報の高度化や経営の透明性の向上にも努めます。

6. 職員の資質向上

協会を取り巻く環境の変化に対応できるよう、中小企業・小規模事業者の創業支援、経営支援、再生支援など多様なニーズに対応できる人材の育成に引き続き努めます。そのため、外部研修への積極的な参加や内部研修の充実に取り組むなど研修機会の拡充を図るとともに、各種通信教育講座の紹介、受講料補助等により職員の自主研修への支援にも配慮するなど、出来る限り個々の職員の能力開発、資質の向上が図られるよう努めます。

7. 法令等遵守態勢の強化及びチェック・管理態勢の充実

従来のコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づく法令等遵守態勢の検証は随時行っているところですが、内部監査やコンプライアンス・チェックシートによる職員のコンプライアンスに対する意識付けを継続して行う事により、さらなる法令等遵守態勢の強化を図ります。

また、潜在的なリスクを把握するため、コンプライアンス担当者を中心とした各部署単位でのコンプライアンス研修を行い、実効性のある啓蒙活動の促進を図ります。

事業計画

(単位:百万円)

項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	金額	対前年度実績比	金額	対前年度計画比	金額	対前年度計画比
保証承諾	84,000	98.4%	80,000	95.2%	76,000	95.0%
保証債務残高	192,000	94.4%	184,000	95.8%	176,000	95.7%
代位弁済	4,000	183.2%	4,500	112.5%	5,000	111.1%
実際回収	800	95.6%	700	87.5%	600	85.7%

平成27年度経営計画

重点課題

1. 保証部門

(1) 金融機関との連携強化

金融機関訪問や勉強会の開催等により保証制度等の周知を図りながら、金融機関との提携保証を推進する等、迅速かつ適切な保証対応に努めます。

(2) 政策保証の推進

中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援に万全を期すため、借換保証をはじめとした政策保証に積極的かつ適正に取り組めます。また、地域における創業促進のため、創業支援の保証制度を積極的に推進します。

(3) 目利き能力の向上

企業訪問による実地調査を積極的に実施し、職員の目利き能力を高めることで企業の経営実態把握に努めるとともに、企業の潜在的な可能性や将来性等に着目し、最適な支援策を見出して経営改善や事業再生等の質の高い支援に繋がります。

2. 期中管理部門

(1) 経営支援への取り組み強化と専門家活用の推進

企業訪問担当者を配置し、返済緩和先及び返済緩和見込み先、さらに財務上の問題を抱える先を中心に企業訪問を実施することにより経営実態の把握に努めるとともに、経営状況に応じた各種支援ツールの紹介を行い、その活用を促します。

また、企業が自社の経営状況を客観的に把握し、経営の健全化に向けた具体的な計画の策定や経営改善に取り組む動機付けとすることを目的に、専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を積極的に活用します。

(2) 中小企業支援機関と連携した支援の強化

中小企業支援ネットワーク会議において、中小企業・小規模事業者の経営改善・再生支援に向けての認識を共有するとともに、各支援機関と連携した支援態勢の強化、各種支援施策の推進を行います。

また、定期的な意見交換を通じて中小企業再生支援協議会との連携を図り、必要に応じて経営改善サポート保証等政策保証や各種再生手法の活用を検討するとともに、金融機関と協調した経営支援の推進及び弾力的な条件変更対応による期中支援を行います。

(3) 延滞先の管理強化と代位弁済の早期着手

金融機関との緊密な連携により、延滞・事故管理への早期着手と事故先の実態把握に努めます。

また、事業継続または返済履行が困難な先に対しては、金融機関と連携して迅速に対応を協議し、代位弁済においては回収部門との連携により早期に回収方針を立てます。

3. 回収部門

(1) 求償権の適切な状況把握と回収方針の明確化

代位弁済後の初動調査を充実させることにより、債務者・連帯保証人等の実態を的確に把握し、回収手段、実施時期等についての回収方針を明確にし、早期回収に着手します。

また既存求償権についても、債務者・連帯保証人等の実態について再調査を行い、個々の回収方針を明確にすることで効果的な回収に繋がります。特に長期化している案件の見直しを進め、法的措置の実施や、損害金軽減、保証債務免除を視野に入れての一括回収交渉等により回収の掘り起こしを図ります。

(2) 回収目標管理の徹底

回収目標の未達部署に対しヒアリングを実施するなど、目標管理を徹底します。特に、定期回収先に対する入金管理を徹底するとともに、相手方の状況に応じた増額交渉を行い、定期回収先数の増加及び回収額の底上げを図ります。また、不定期回収先についても交渉頻度を高め、定期回収化を図るなど求償権管理態勢を強化します。

(3) 回収事務の効率化と回収能力の向上

回収が見込めず管理の実益がない求償権については、計画的に管理事務停止及び求償権整理の手続きを促進し、回収が見込まれる求償権に対して集中的な取り組みを行います。また、内部研修等の実施により、法的措置等についての効果的な実施事例や回収成功事例等について職員間での情報共有を図り、担当者の資質・能力の向上に努めます。

(4) サービサーとの連携強化

回収目標や業務運営について情報交換を緊密に行い、サービサーと一体となって回収促進に努めます。個別案件にかかる回収方針の協議や回収実績の確認等を随時行うとともに、業務執行状況の把握に努め、状況に応じて指示・指導を行うなど連携を強化し、回収の効率化を図ります。

(5) 企業再生支援の推進

求償権の放棄、不等価譲渡あるいは求償権消滅保証の提案など、必要に応じて事業を継続している求償権先の再生を支援します。

4. その他間接部門

(1) 信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応

持続可能な信用補完制度を堅持するため、主務省の指導のもと実施される具体的な取り組みについて、円滑な対応に努めます。

(2) 広報活動の充実

信用保証業務の理解と適正保証の利用を促進するため、中小企業・小規模事業者、金融機関、商工団体、及びその他関係機関に対し、情報交換会等を通じて広報活動に努めます。また、機関誌、パンフレット及びホームページの充実を図り、信用保証制度についてより広く正しい理解が得られるよう努めます。

(3) 目利き職員の育成

協会を取り巻く環境の変化に対応できるよう、中小企業・小規模事業者の創業支援、経営支援、再生支援など多様なニーズに対応できる人材の育成に努めます。全国信用保証協会連合会等の外部研修への積極的な参加や内部研修の充実に取り組むなど研修機会の拡充を図るとともに、各種通信教育講座の紹介、受講料補助等により職員の自主研修を支援します。

(4) システムの安定稼働

システムについては、当協会独自システムを構築していることから、なお一層の安定稼働推進を図るため、各部署と連携し効率的な事務処理とシステムの有効活用に努めます。また、システムの更なる充実を図るため、各方面からの情報収集に努めるとともに、事務処理の見直しや各部署と連携した独自データベースの構築を図ります。

(5) コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づいて法令遵守態勢の検証を行うとともに、内部監査、研修・啓蒙活動及び担当者会議を通じてコンプライアンス態勢のさらなる強化を図ります。また、反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を強化し、引き続き排除に努めます。

業務計画

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	前年度実績比
保 証 承 諾	84,000	98.4
保証債務残高	192,000	94.4
代 位 弁 済	4,000	183.2
実 際 回 収	800	95.6
(単位:百万円)		
基本財産	年度末残高	
基 金	3,571	
基金準備金	9,523	
合 計	13,094	

収支計画

(単位:百万円)

支出の部		収入の部	
科 目	金額	科 目	金額
経 常 支 出		経 常 収 入	
業 務 費	1,179	保 証 料	2,126
借 入 金 利 息	0	運 用 資 産 収 入	215
信 用 保 険 料	1,024	そ の 他	386
責任共有負担金納付金	88		
雑 支 出	1		
計	2,292	計	2,727
経 常 外 支 出		経 常 外 収 入	
求 償 権 償 却	3,298	償却求償権回収金	111
責 任 準 備 金 繰 入	1,190	責 任 準 備 金 戻 入	1,215
求償権償却準備金繰入	605	求償権償却準備金戻入	348
そ の 他	29	求償権補填金戻入	2,951
		そ の 他	0
計	5,122	計	4,625
		制度改革促進基金取崩額	73
当 期 収 支 差 額	11		
合 計	7,425	合 計	7,425

平成26年度事業報告

事業概況

■事業方針

当協会では、中小企業・小規模事業者の資金需要に積極的に対応するため、直接対話の場を増やし、また金融機関等との連携を強化し国や地方公共団体の諸施策による種々の保証制度等の積極的な推進を図り、中小企業金融の円滑化に寄与していくことと、創業企業を支援していくとともに、経営内容の悪化先や返済緩和先の実態把握に努めるなど経営支援・再生支援にも積極的に取り組み、より一層地域密着型の保証及び期中支援を推進し、地域経済の活性化に取り組むことを事業方針として、次のような平成26年度の事業計画を策定いたしました。

- 1 保証計画 (1)保証承諾 93,000百万円
(2)保証債務残高 205,000百万円
- 2 保証業務の推進
- 3 期中管理の強化
- 4 求償権管理の充実と回収の促進
- 5 事務の改善、合理化
- 6 職員研修の充実・強化
- 7 広報活動の充実・強化
- 8 コンプライアンス態勢の充実・強化

■県下の経済金融情勢

平成26年度の県内経済は、個人消費の駆け込み需要後の反動が概ね想定内に止まり、原油価格下落などの効果もあって、緩やかな回復基調にはありましたが、円安による原材料費の高騰や消費税率引き上げの影響が一部に残るなど、中小企業・小規模事業者が景気回復を実感するまでには至りませんでした。

金融機関の貸し出し姿勢は積極的で、各金融機関が低金利による融資競争を激化させていますが、原材料高などの影響から投資意欲が低く、新たな設備投資に対する融資は微増にとどまりました。

企業倒産については、負債総額が前年を大幅に上回ったものの、過去10年間では中位の水準に止まりました。

■当期の業績

平成26年度の業績は次のとおりとなりました。

(1)保証承諾

		対前年比
件数	7,833件	107.67%
金額	85,376百万円	94.50%

セーフティネット5号指定業種の縮小、中小企業者の設備投資意欲が未だ低いといった影響などから、金額で前年度を4,970百万円下回る結果となりましたが、信用保証料率の負担軽減を図った制度を中心に件数では558件増加しました。

(2)保証債務残高

		対前年比
件数	24,762件	100.52%
金額	203,336百万円	97.64%

保証承諾額が減少したことから、当年度の期末保証債務残高は、前年度より4,919百万円減少しました。

(3) 代位弁済

		対前年比
件 数	269件	65.13%
金 額	2,184百万円	62.27%

中小企業金融円滑化法の終了後も、金融機関が引き続き柔軟な返済猶予や資金繰り支援を継続していることから低水準の推移を続けており、前年度を1,324百万円下回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比1.08%と前年度の1.66%を0.58%下回る結果となりました。

(4) 求償権

① 対債務者回収

		対前年比
件 数	107件	121.59%
金 額	837百万円	78.47%

無担保求償権の増加及び第三者保証人のいない求償権の累増により、求償権の質の劣化が更に進行しており、前年度比229百万円と大幅に下回りました。

② 求償権帳簿

		対前年比
件 数	213件	61.03%
金 額	785百万円	63.94%

平成26年度代位弁済額の減少により、帳簿上求償権は対前年金額比63.94%と443百万円減少しました。

③ 求償権償却

		対前年比
件 数	384件	77.58%
金 額	2,499百万円	65.87%

(株)日本政策金融公庫からの受領保険金の減少、自己償却額の減少により、前年実績を1,295百万円下回る実績となりました。

(5) 基本財産

(単位:千円)

区分	期別	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基 金		3,571,536	0	0	3,571,536
基 金 準 備 金		9,186,594	235,234	0	9,421,828
計		12,758,130	235,234	0	12,993,364

以上の結果、当期収支差額は469百万円となり、234百万円を収支差額変動準備金へ、235百万円を基本財産へそれぞれ繰り入れました。

これにより、基金、基金準備金を合わせた基本財産は、12,993百万円となり、前年度より235百万円増加しました。

■平成26年度経営計画の達成に関する評価及び公表

業務運営にかかる経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

平成26年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

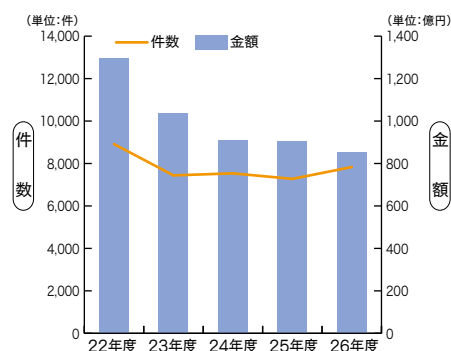
信用保証実績

●最近5年間の保証状況

<保証承諾>

(単位:件、千円、%)

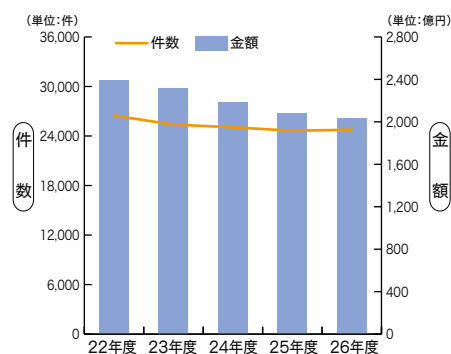
	件数	金 額	対前年度比	1件平均金額
平成22年度	8,915	129,644,041	91.64	14,542
平成23年度	7,440	103,748,328	80.03	13,945
平成24年度	7,536	91,285,083	87.99	12,113
平成25年度	7,275	90,346,043	98.97	12,419
平成26年度	7,833	85,376,087	94.50	10,900



<保証債務残高>

(単位:件、千円、%)

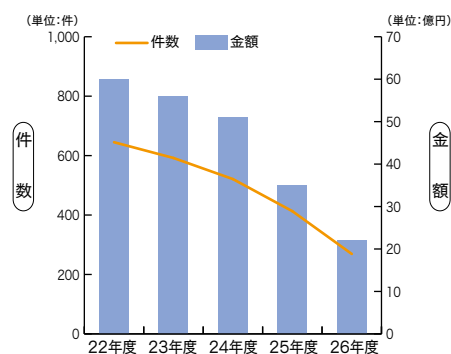
	件数	金 額	対前年度比	1件平均金額
平成22年度	26,474	239,075,471	98.57	9,031
平成23年度	25,378	231,758,833	96.94	9,132
平成24年度	25,055	218,657,842	94.35	8,727
平成25年度	24,635	208,255,083	95.24	8,454
平成26年度	24,762	203,336,248	97.64	8,212



<代位弁済>

(単位:件、千円、%)

	件数	金 額	対前年度比	1件平均金額
平成22年度	645	6,046,680	86.35	9,375
平成23年度	592	5,569,325	92.11	9,408
平成24年度	521	5,073,206	91.09	9,737
平成25年度	413	3,507,924	69.15	8,494
平成26年度	269	2,184,449	62.27	8,121



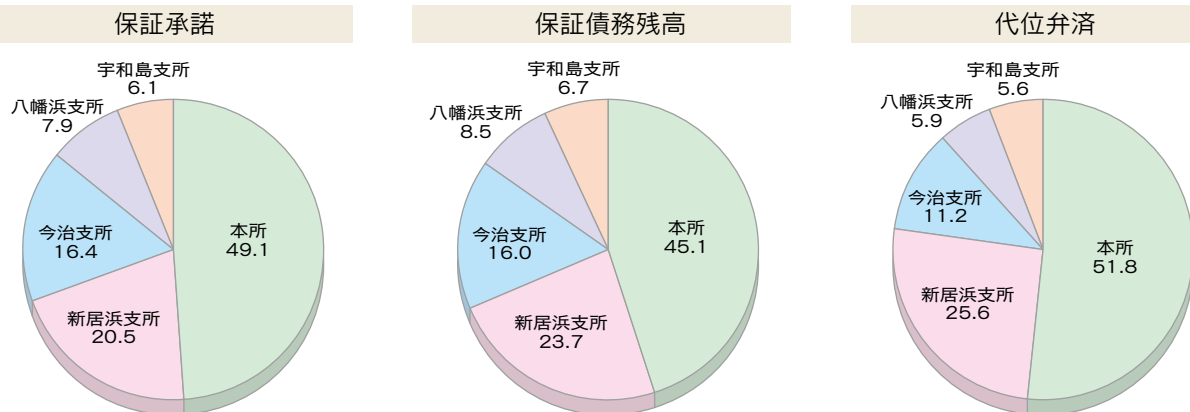
●平成26年度保証状況

<本・支所別>

(単位: 件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金 額	対前年度比	件数	金 額	対前年度比	件数	金 額	対前年度比
本 所	4,161	41,935,791	98.47	11,404	91,695,761	100.91	118	1,130,593	91.75
新 居 浜	1,554	17,497,250	94.08	5,706	48,154,820	94.68	65	558,662	52.22
今 治	1,116	13,991,116	87.41	3,666	32,584,472	93.65	39	243,968	33.82
八 幡 浜	518	6,731,230	93.22	1,983	17,341,390	97.82	20	129,686	38.63
宇 和 島	484	5,220,700	88.00	2,003	13,559,805	96.84	27	121,541	81.73
合 計	7,833	85,376,087	94.50	24,762	203,336,248	97.64	269	2,184,449	62.27

【構成比(%) (金額)】



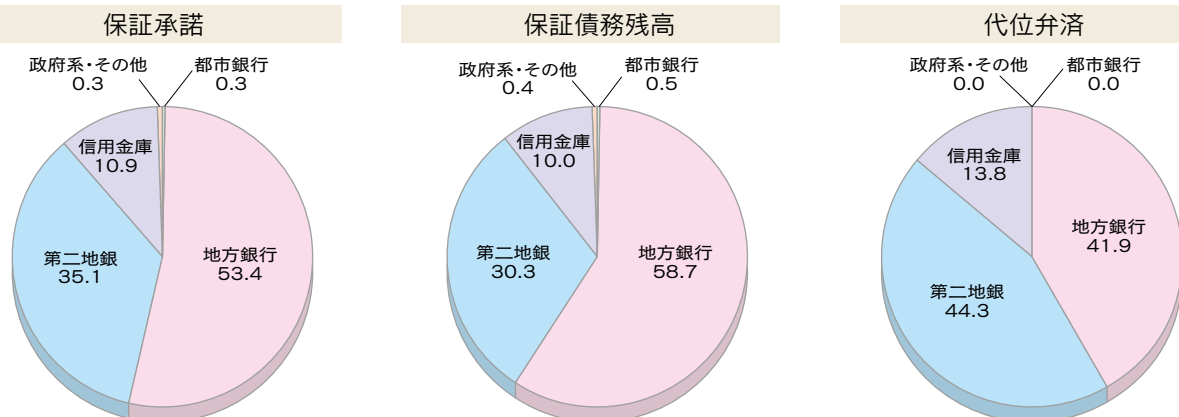
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

<金融機関群別>

(単位: 件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金 額	対前年度比	件数	金 額	対前年度比	件数	金 額	対前年度比
都 市 銀 行	11	294,000	107.69	64	986,332	99.07	0	0	—
地 方 銀 行	3,410	45,593,214	94.01	11,956	119,353,666	97.71	99	914,726	52.63
第 二 地 銀	2,654	29,935,993	88.61	7,894	61,695,454	96.21	113	967,315	77.16
信 用 金 庫	1,738	9,316,340	125.31	4,764	20,423,149	101.59	57	302,408	61.37
政府系・その他	20	236,540	66.61	84	877,648	98.91	0	0	—
合 計	7,833	85,376,087	94.50	24,762	203,336,248	97.64	269	2,184,449	62.27

【構成比(%) (金額)】



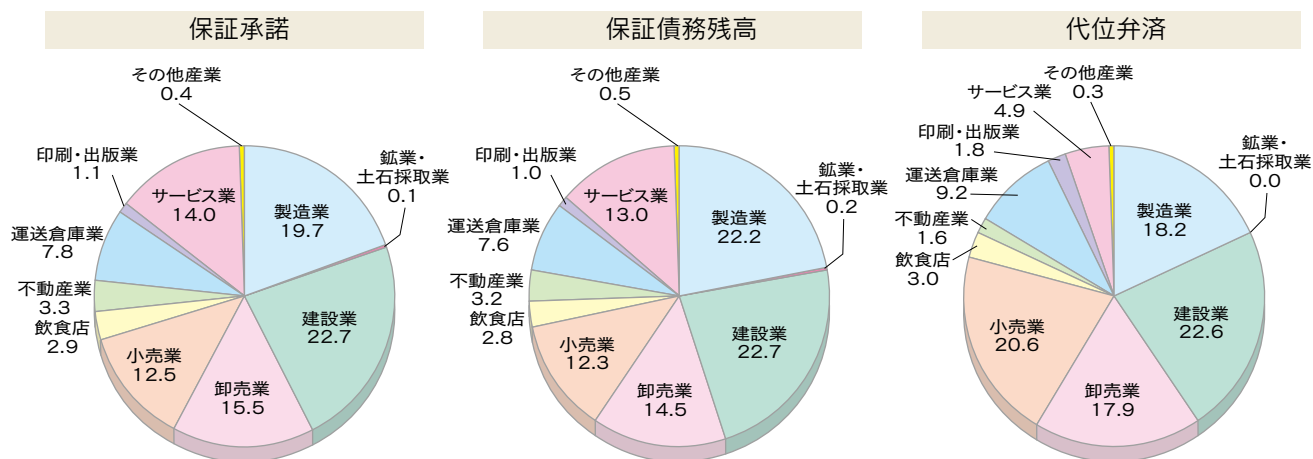
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

<業種別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金 額	対前年度比	件数	金 額	対前年度比	件数	金 額	対前年度比
製 造 業	1,238	16,805,675	86.35	4,257	45,068,871	94.42	38	396,401	45.01
鉱 業 ・ 土石採取業	8	81,000	45.63	39	422,464	86.60	0	0	—
建 設 業	2,076	19,374,260	98.08	6,012	46,132,327	100.44	55	494,390	64.83
卸 売 業	928	13,246,310	88.74	2,839	29,391,971	96.40	40	390,876	68.66
小 売 業	1,162	10,636,630	96.70	3,766	24,957,478	96.97	48	449,559	80.70
飲 食 店	462	2,488,190	118.53	1,534	5,703,816	100.13	28	64,511	31.54
不 動 産 業	186	2,855,100	112.23	658	6,590,063	107.52	2	34,384	120.52
運送倉庫業	334	6,687,206	98.09	1,179	15,471,588	95.91	24	201,161	164.84
印刷・出版業	85	921,750	129.84	248	2,132,035	107.94	3	39,138	32.58
サービス業	1,303	11,951,876	96.15	4,041	26,529,903	97.75	28	107,937	41.04
その他産業	51	328,090	77.19	189	935,732	115.97	3	6,090	—
合 計	7,833	85,376,087	94.50	24,762	203,336,248	97.64	269	2,184,449	62.27

【構成比(%) (金額)】



※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

貸付条件変更の取組みについて

当協会では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は平成25年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の1本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

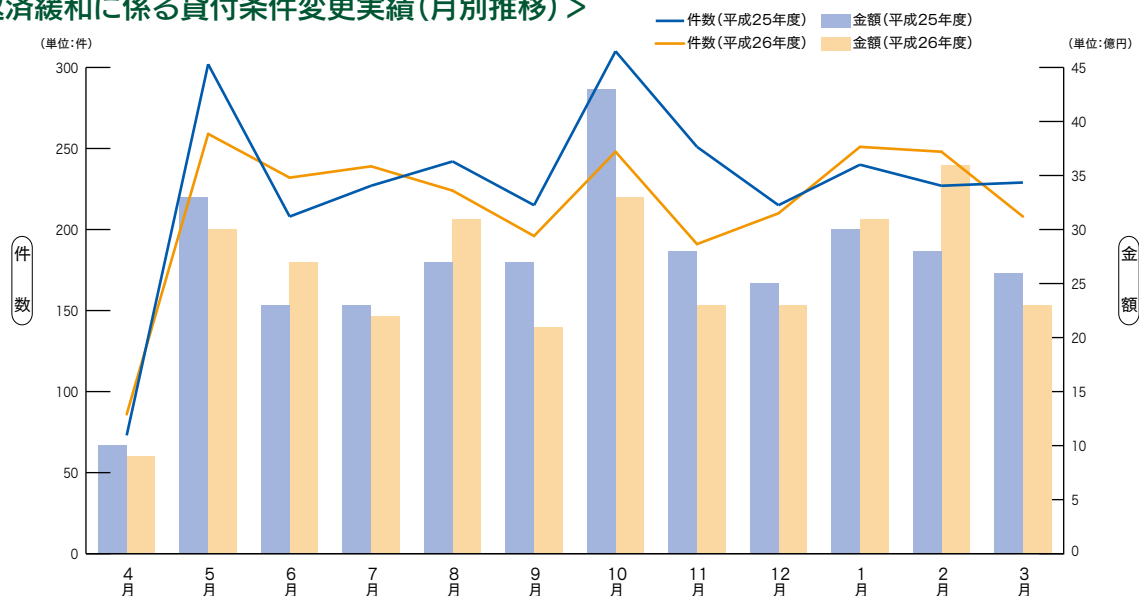
＜返済緩和に係る貸付条件変更実績＞

(単位: 件、千円、%)

	平成25年度		平成26年度	
	実 績	対前年度比	実 績	対前年度比
件 数	2,739	105.22	2,592	94.63
金 額	32,360,000	104.39	30,845,000	95.32

※上記実績値は、全国信用保証協会連合会の集計値による。

＜返済緩和に係る貸付条件変更実績(月別推移)＞



セーフティネット保証の取組みについて

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率(1号～6号:0.8% 7号～8号:0.7%)が適用されます。

平成26年度の承諾実績は、347件、7,704百万円(同年度全承諾額の9%を占める)で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

平成27年4月1日から平成27年6月30日までの平成27年度第1四半期は、254業種が指定業種とされました。

(1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。)

4月

信用保証協会団体信用生命保険制度(保証協会団信)における被保険者資格の対象拡大

中小企業基本法上「中小企業者」と定義されていない法人(組合、医療法人、通常規模要件を超える政令特例業種に属する法人等)については、保証協会団信の加入対象外となっておりましたが、資格対象の拡大により、信用保証と保証協会団信の加入資格は、個人・法人にかかわらず、すべての業種・組織形態において同一となりました。

これにより、保証協会団信の加入対象外であった医療法人や組合等が対象に加わりました。

6月

平成25年度感謝状贈呈式

昭和60年度から信用保証付融資の推進に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っています。

平成25年度は40店舗を選考し、感謝状の贈呈を行いました。



保証新商品の創設

保証新商品「優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)」の取扱いを開始しました。

本商品は、優良ランク保証(バリュー5000)のミニ版として、小規模でも財務内容が健全な先に対して、更なる保証機会及び保証枠の拡大を図ろうとするもので、信用保証料率を通常より0.15%引き下げるとともに、金融機関には本商品の保証承諾実績に応じて特別預託を実施するものです。

平成26年度の本商品の保証承諾実績は、件数が898件、金額が18,240百万円となりました。

10月

JICA青年研修事業へ参加

JICA青年研修事業「フィリピン経済行政(産業振興)」コースに、講師として参加しました。

フィリピンの産業振興政策に携わる中央、地方行政官、政府系銀行職員の方、計18名が参加され、信用保証の仕組みと中小企業支援策等について講義を行いました。



「まつやま創業マルシェ」へ加盟

「まつやま創業マルシェ」は、松山地域で創業を目指す方の「夢」をカタチにするため、行政や公的機関、金融機関等が「オール松山体制」でサポートするもので、支援機関10機関と協力機関3機関で構成されています。

当協会は支援機関として加盟し、創業支援策等を紹介しました。

11月

創業者向けリーフレットを作成

創業の検討をされている方や開業後間もない方へ、創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した「創業に関する信用保証のご案内☆夢応援ナビ☆」を作成しました。



12月

金融庁検査

平成26年12月4日～12月12日までの間、金融庁による立入検査を受けました。

信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第35条の規定に基づいて、経営管理態勢、法令順守態勢、信用リスク管理態勢、内部管理態勢、その他リスク管理態勢、中小企業金融施策等への取組状況について検査が行われました。

2月

セーフティネット保証4号の災害指定基準の改正

近年、短時間強雨の発生回数が増加し、被害が顕在化していることなどを踏まえ、セーフティネット保証4号について、災害救助法が適用された時点で発動するなど、運用基準が弾力化されました。

これにより、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業・小規模事業者の一層の安全・安心が確保されることとなりました。

3月

今治支所の移転

当協会今治支所が移転しました。

新住所 〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20

今治商工会議所ビル5階

電話(0898)23-0170(代表)

FAX(0898)23-0758

※電話・FAX番号については
変更ございません。



平成26年度財務報告

貸借対照表

(平成27年3月31日現在 単位:千円、%)

借 方				貸 方			
科 目	平成25年度	平成26年度	対前年度比	科 目	平成25年度	平成26年度	対前年度比
現金	228	321	140.8	基本財産	12,758,131	12,993,364	101.8
現金	228	321	140.8	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	9,186,594	9,421,828	102.6
預け金	6,031,009	6,363,230	105.5	制度改革促進基金	53,226	3,384	6.4
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	3,889,204	4,123,204	106.0
普通預金	792,565	791,540	99.9	責任準備金	1,269,184	1,228,356	96.8
通知預金	0	0	-	求償権償却準備金	448,444	294,901	65.8
定期預金	5,238,443	5,571,689	106.4	退職給与引当金	688,288	700,939	101.8
郵便貯金	1	1	100.0	損失補償金	0	0	-
金銭信託	0	0	-	保証債務	208,255,083	203,336,248	97.6
有価証券	16,009,290	15,946,818	99.6	求償権補てん金	0	0	-
国債	0	0	-	保険金	0	0	-
地方債	8,674,674	9,015,031	103.9	損失補償補てん金	0	0	-
社債	7,333,616	6,930,787	94.5	借入金	0	0	-
株式	1,000	1,000	100.0	長期借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他有価証券	0	0	-	短期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
再生ファンド出資	0	0	-	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	302,308	297,000	98.2	雑勘定	5,187,649	4,756,305	91.7
事業用不動産	292,504	286,026	97.8	仮受金	18,938	16,215	85.6
事業用動産	9,803	10,975	112.0	保険納付金	85,515	62,898	73.6
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	10,604	3,099	29.2
損失補償金見返	0	0	-	未経過保証料	5,065,191	4,667,540	92.1
保証債務見返	208,255,083	203,336,248	97.6	未払保険料	1,477	2,262	153.1
求償権	1,228,121	785,319	63.9	未払費用	5,923	4,290	72.4
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	723,169	707,765	97.9				
仮払金	7,508	3,148	41.9				
保証金	0	0	-				
厚生基金	111,347	105,692	94.9				
連合会出資金	0	0	-				
連合会勘定	1,377	1,370	99.5				
未収利息	41,257	40,191	97.4				
未経過保険料	561,680	557,365	99.2				
合 計	232,549,209	227,436,702	97.8	合 計	232,549,209	227,436,701	97.8

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

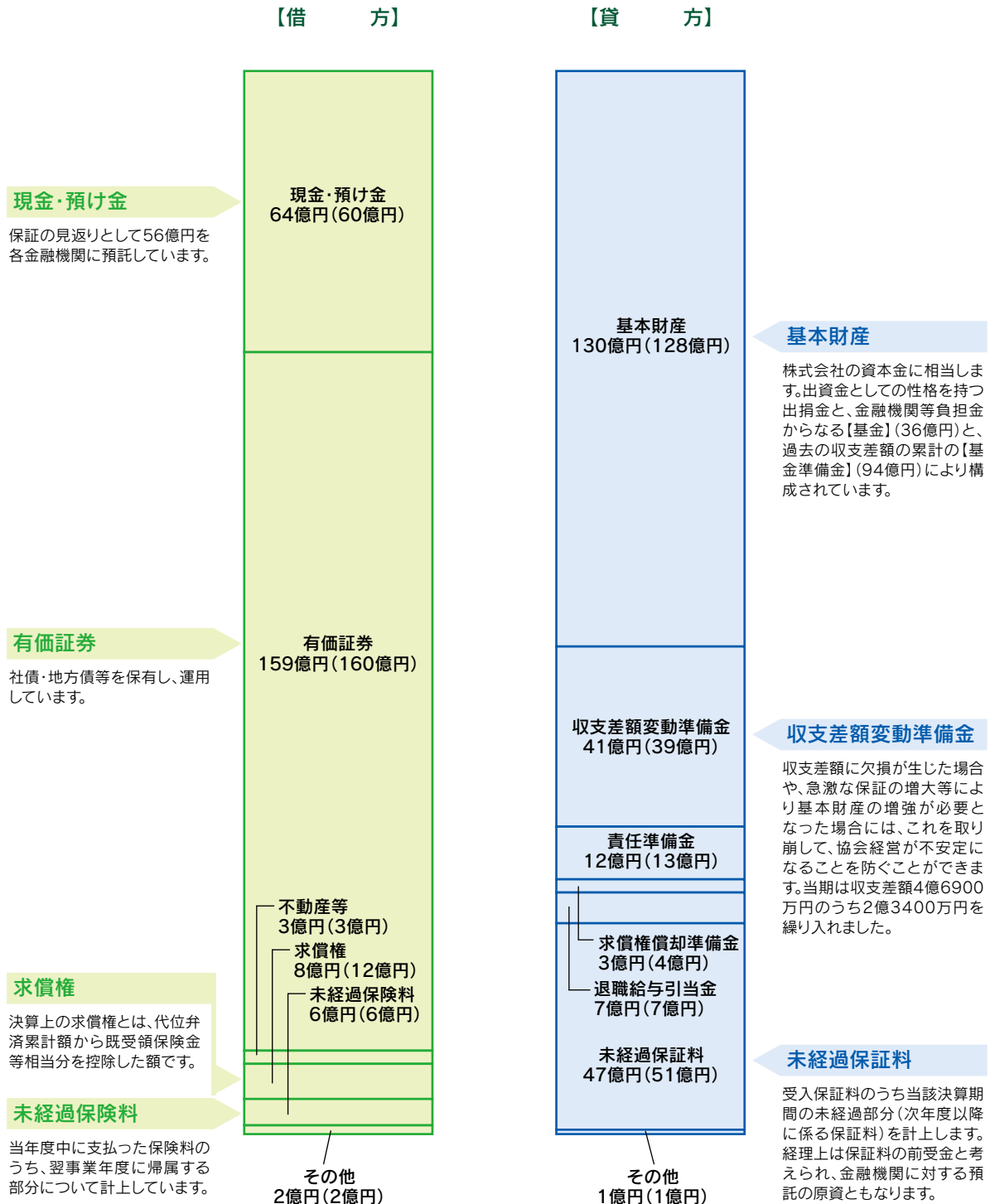
財産目録

(平成27年3月31日現在 単位:千円、%)

資 産				負 債			
科 目	平成25年度	平成26年度	対前年度比	科 目	平成25年度	平成26年度	対前年度比
現金	228	321	140.5	責任準備金	1,269,184	1,228,356	96.8
預け金	6,031,009	6,363,230	105.5	求償権償却準備金	448,444	294,901	65.8
金銭信託	0	0	-	退職給与引当金	688,288	700,939	101.8
有価証券	16,009,290	15,946,818	99.6	損失補償金	0	0	-
その他有価証券	0	0	-	保証債務	208,255,083	203,336,248	97.6
動産・不動産	302,308	297,000	98.2	求償権補てん金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	借入金	0	0	-
保証債務見返	208,255,083	203,336,248	97.6	雑勘定	5,187,649	4,756,305	91.7
求償権	1,228,121	785,319	63.9				
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	723,169	707,765	97.9				
合 計	232,549,209	227,436,702	97.8	合 計	215,848,648	210,316,749	97.4
				正味財産	16,700,561	17,119,953	102.5

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

平成26年度貸借対照表(図解)



※()内は前期の数字
 ※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。
 ※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

収支計算書

(平成27年3月31日現在 単位:千円、%)

支 出				収 入			
科 目	平成25年度	平成26年度	対前年度比	科 目	平成25年度	平成26年度	対前年度比
経常支出	2,216,091	2,194,466	99.0	経常収入	2,975,125	2,679,626	90.1
業務費	968,515	975,080	100.7	保証料	2,199,634	1,896,429	86.2
役職員給与	478,843	489,933	102.3	預け金利息	2,936	2,503	85.3
退職給与引当金繰入	50,820	45,551	89.6	有価証券利息・配当金	225,812	218,941	97.0
その他人件費	118,978	121,871	102.4	調査料	0	0	-
旅費	5,832	4,268	73.2	延滞保証料	33,206	29,110	87.7
事務費	172,123	172,358	100.1	損害金	14,937	11,961	80.1
賃借料	41,633	46,596	111.9	事務補助金	134,271	96,915	72.2
動産・不動産償却	8,429	8,755	103.9	責任共有負担金	345,503	404,108	117.0
信用調査費	7,947	8,781	110.5	雑収入	18,827	19,660	104.4
債権管理費	49,681	38,224	76.9				
指導普及費	18,525	22,487	121.4				
負担金	15,704	16,256	103.5				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	1,104,638	1,034,187	93.6				
責任共有負担金納付金	142,937	185,170	129.5				
雑支出	0	29	-				
経常収支差額	759,035	485,160	63.9				
経常外支出	5,543,631	4,036,180	72.8	経常外収入	5,281,004	3,887,166	73.6
求償権償却	3,794,348	2,499,486	65.9	償却求償権回収金	147,002	117,167	79.7
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	1,331,634	1,269,184	95.3
有価証券償却	0	0	-	求償権償却準備金戻入	621,716	448,444	72.1
雑勘定償却	30,937	12,083	39.1	求償権補てん金戻入	3,179,310	2,052,371	64.6
退職金	709	1,278	180.4	保険金	2,851,927	1,841,612	64.6
責任準備金繰入	1,269,184	1,228,356	96.8	損失補償補てん金	327,383	210,759	64.4
求償権償却準備金繰入	448,444	294,901	65.8	補助金	0	0	-
その他支出	10	76	-	その他収入	1,342	0	-
経常外収支差額	△ 262,628	△ 149,014	56.7				
				制度改革促進基金取崩額	173,590	133,088	76.7
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	-
当期収支差額	669,997	469,234	70.0				
収支差額変動準備金繰入額	334,000	234,000	70.1				
基本財産繰入額	335,997	235,234	70.0				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

平成26年度収支計算書(図解)

信用保険料

公庫への信用保険料は1年分前払いですが、決算上では当該決算期間に対応する額を計上します。つまり(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料)が計上されます。

責任共有負担金納付金

金融機関から納めていただいた責任共有負担金のうち、負担金方式に係る当該年度の平均保険てん補率(約8割)分の金額から同方式の支払保険料の20%相当額(保険料据置額)を控除した額を公庫に納付します。これにより、負担金方式の場合でも、責任共有制度導入時に設計されたリスク負担割合(公庫64%、保証協会16%、金融機関20%)と実質的に同等となります。

求償権償却

年度末求償権のうち当年度中に受領した保険金・損失補償補てん金を原資として償却するもの(21億円)及び代位弁済後5年を経過したものと当協会の償却基準により特に回収困難と認められるもの(4億円)を合算した25億円を計上しています。

求償権償却準備金

求償権は、100%回収可能なものではないので、資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てます。洗替え方式を採用しているため、前期末に計上した求償権償却準備金の戻入(収入)が行われると同時に、求償権償却準備金の繰入(支出)が行われます。

【支 出】

業務費 10億円(10億円)	経常支出
信用保険料 10億円(11億円)	
責任共有負担金 納付金 2億円(1億円)	
求償権償却 25億円(38億円)	経常外支出
責任準備金繰入 12億円(13億円)	
求償権償却準備金繰入 3億円(4億円)	
当期収支差額 469百万円 (670百万円)	

【収 入】

保証料 19億円(22億円)	経常収入
預け金利息等 2億円(2億円)	
責任共有負担金 4億円(3億円)	
その他 1億円(2億円)	経常外収入
責任準備金戻入 13億円(13億円)	
求償権償却準備金戻入 4億円(6億円)	
求償権補てん金戻入 21億円(32億円)	
その他 1億円(1億円)	
制度改革促進基金取崩額 1億円(2億円)	

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

責任共有負担金

責任共有制度に基づき、負担金方式を選択した金融機関は、負担金方式に係る保証利用実績及び代弁等実績率に応じて算出された一定割合の負担金を協会へ納めていただきます。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合に備え支払い資金として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。洗替え方式を採用しており、前期末に計上した責任準備金の戻入(収入)が行われると同時に当期責任準備金の繰入(支出)が行われます。

求償権補てん金

代位弁済により公庫から受領した保険金と連合会(国)、愛媛県等から受領した損失補償補てん金からなっています。求償権補てん金を期末に戻入処理をすることにより求償権の償却を行います。

制度改革促進基金取崩額

「責任共有制度」の実施により生じた損失は、それを補うため別途国から受領した制度改革促進基金を取り崩すことになっています。今期は、責任共有対象保証の代位弁済による損失により取り崩しを行いました。

※()内は前期の数字

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産

■基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

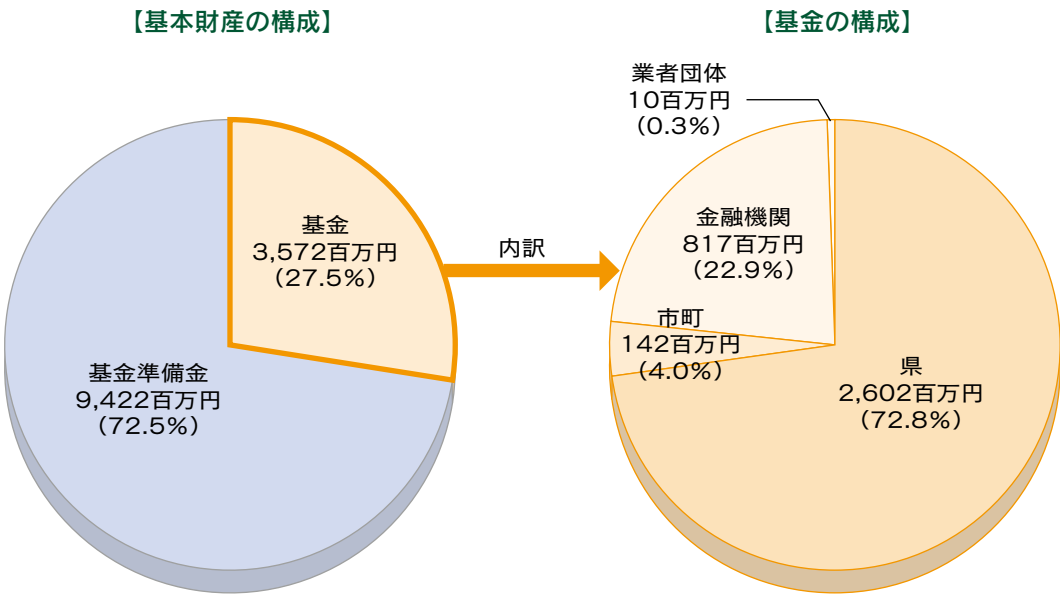
なお平成26年度は、保証債務残高2,033億円に対して、基本財産は130億円で、実際倍率は15.6倍となりました。

■基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金 : 県、市町から拠出いただいた出捐(しゅつえん)金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金 : 毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

■基本財産の内訳(平成27年3月31日現在)



(平成27年3月31日現在)

基本財産	12,993百万円
①基金	3,572百万円
地方公共団体出捐金	2,744百万円
金融機関等負担金・出捐金	828百万円
②基金準備金	9,422百万円

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

■基本財産の推移



(単位:千円)

年 度	基本財産			
		基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成13年度	11,070,692	3,362,684	7,013,006	695,002
平成14年度	11,202,740	3,440,742	7,033,343	728,655
平成15年度	11,360,168	3,492,518	7,093,912	773,738
平成16年度	11,644,024	3,545,426	7,263,162	835,436
平成17年度	11,830,855	3,571,536	7,454,812	804,507
平成18年度	12,074,475	3,571,536	7,697,554	805,385
平成19年度	12,244,004	3,571,536	7,866,494	805,974
平成20年度	12,316,446	3,571,536	7,948,212	796,698
平成21年度	11,589,205	3,571,536	8,017,669	0
平成22年度	11,784,462	3,571,536	8,212,926	0
平成23年度	12,068,039	3,571,536	8,496,503	0
平成24年度	12,422,133	3,571,536	8,850,597	0
平成25年度	12,758,131	3,571,536	9,186,594	0
平成26年度	12,993,364	3,571,536	9,421,828	0

役員構成・組織図・ネットワーク

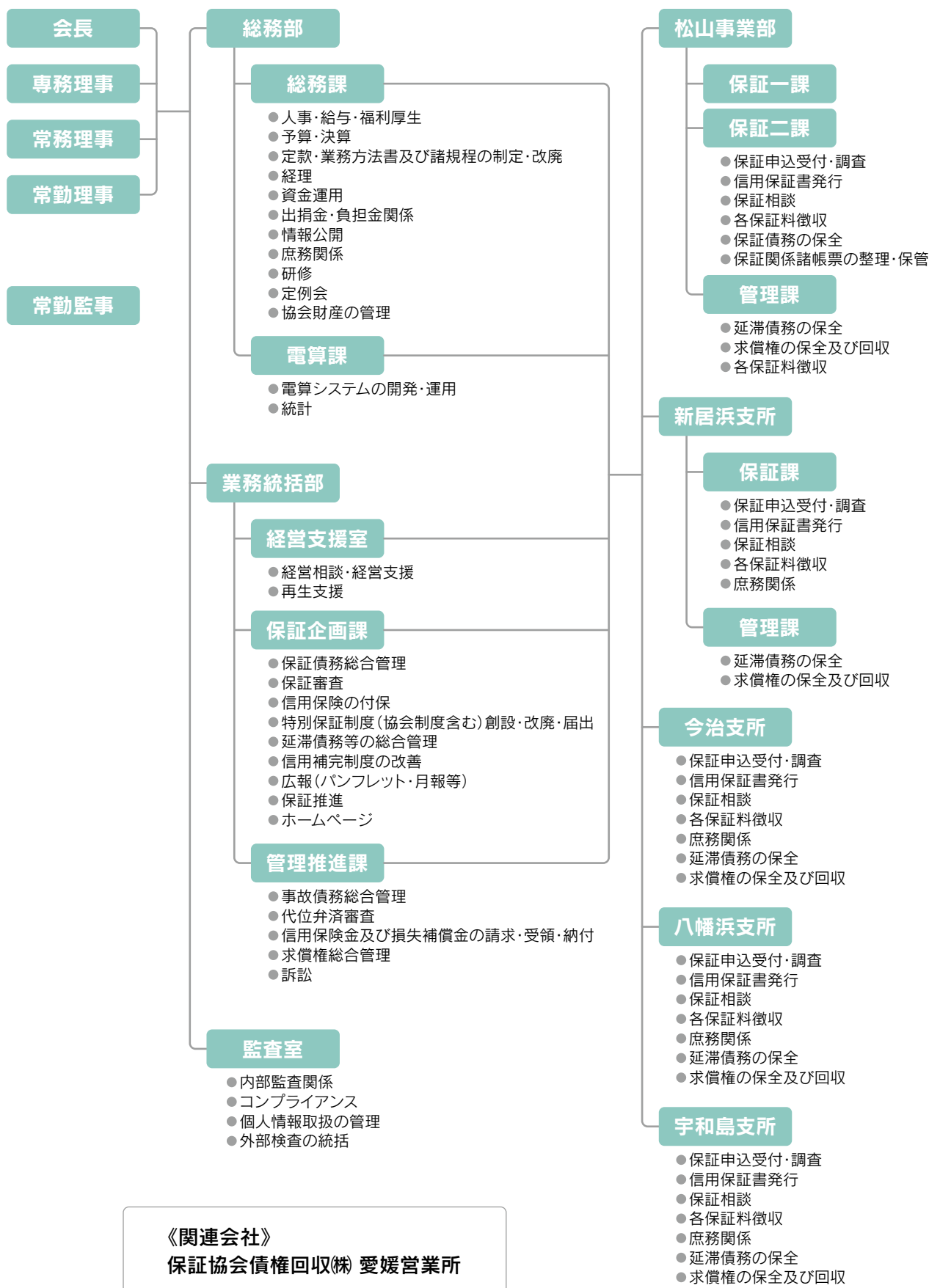
役員構成

(平成27年6月16日現在)

会 長	上 甲 啓 二	常勤
副 会 長	大 塚 岩 男	伊予銀行頭取
副 会 長	森 田 浩 治	松山商工会議所会頭
専 務 理 事	栗 田 史 朗	常勤
常 務 理 事	渡 部 卓 記	常勤
常 勤 理 事	是 澤 一 記	常勤
理 事	長 井 明 美	税理士
理 事	青 野 勝	愛媛県市長会会長
理 事	白 石 勝 也	愛媛県町村会会長
理 事	小 野 幸 男	新居浜商工会議所会頭
理 事	鈴 木 欽 次 郎	八幡浜商工会議所会頭
理 事	村 上 友 則	愛媛県商工会連合会会長
理 事	服 部 正	愛媛県中小企業団体中央会会長
理 事	本 田 元 広	愛媛銀行頭取
理 事	弓 山 慎 也	愛媛信用金庫理事長
理 事	伊 藤 晋	商工組合中央金庫松山支店長
理 事	柳 田 剛	広島銀行松山支店長
理 事	有 木 浩	香川銀行松山支店長
監 事	小 泉 有 一	常勤
監 事	池 田 喜 志 高	公認会計士
監 事	廣 瀬 了	宇和島商工会議所会頭
監 事	多 田 和 仁	百十四銀行松山支店長

組織図

(平成27年4月1日現在)



ネットワーク

■県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

■本所・松山事業部

〒790-8651
松山市一番町4丁目1番地2
中小企業会館1～3階
〈松山事業部〉
保証一課・保証二課・管理課
TEL(089)931-2118
FAX(089)931-2174

業務区域

松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

〈総務部〉

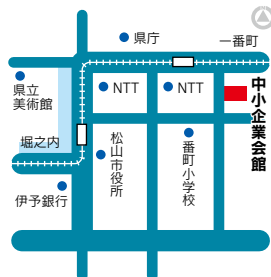
総務課
TEL(089)931-2111(代)
FAX(089)931-2107
電算課
TEL(089)931-2115
FAX(089)931-2170

〈業務統括部〉

経営支援室
TEL(089)931-2116
FAX(089)931-1026
保証企画課
TEL(089)931-2114
FAX(089)931-2107
管理推進課
TEL(089)931-2117
FAX(089)931-2107

〈監査室〉

TEL(089)931-2180
FAX(089)931-1026



■今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20
今治商工会議所ビル5階
TEL(0898)23-0170
FAX(0898)23-0758

業務区域

今治市・上島町



■新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号
新居浜商工会館2階
〈保証課〉
TEL(0897)33-8282
FAX(0897)33-8284
〈管理課〉
TEL(0897)33-8292
FAX(0897)33-8293

業務区域

新居浜市・西条市・四国中央市



■宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号
愛媛新聞ビル5階
TEL(0895)22-6556
FAX(0895)22-6583

業務区域

宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

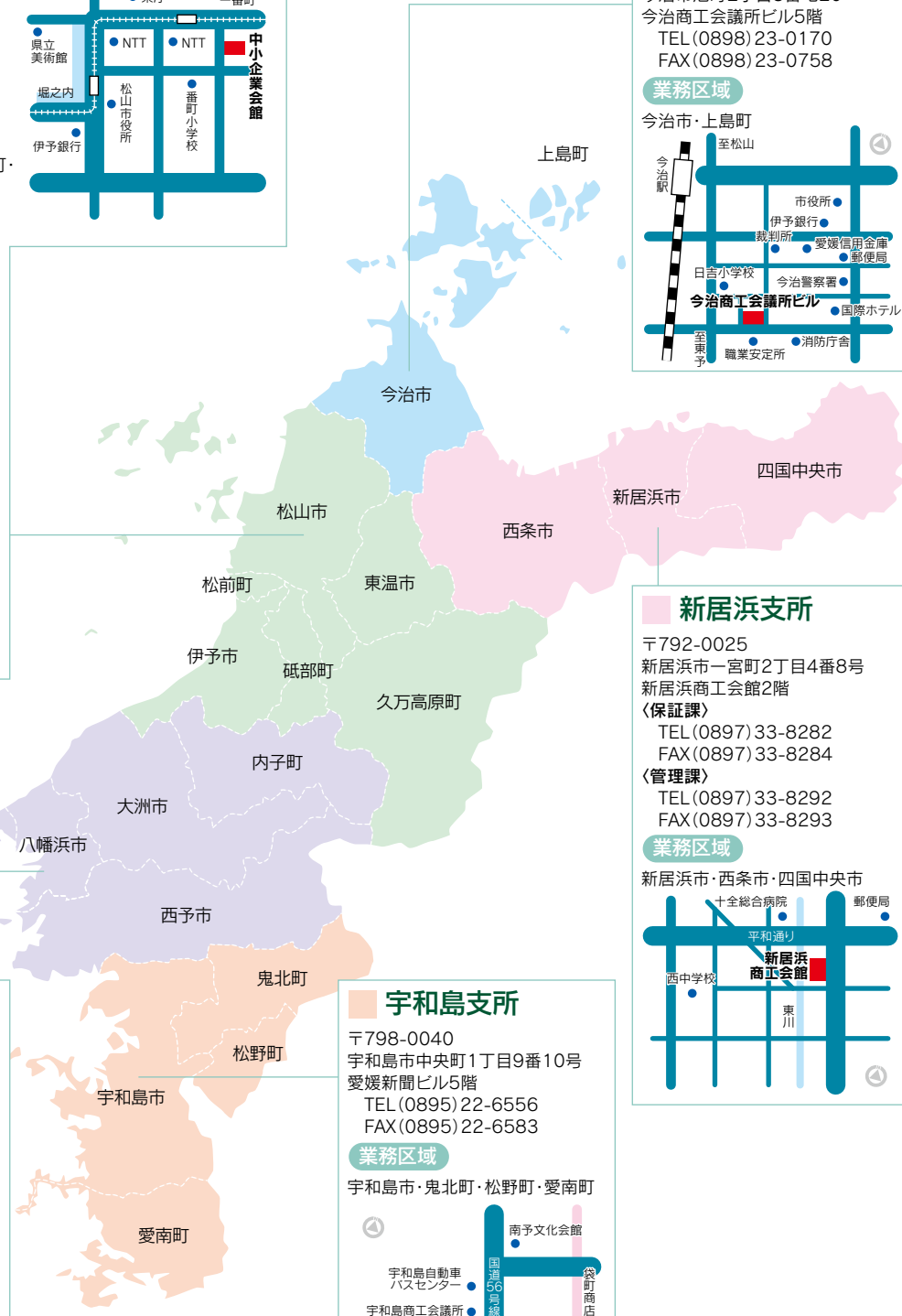


■八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22
八幡浜商工会館4階
TEL(0894)22-2003
FAX(0894)22-3137

業務区域

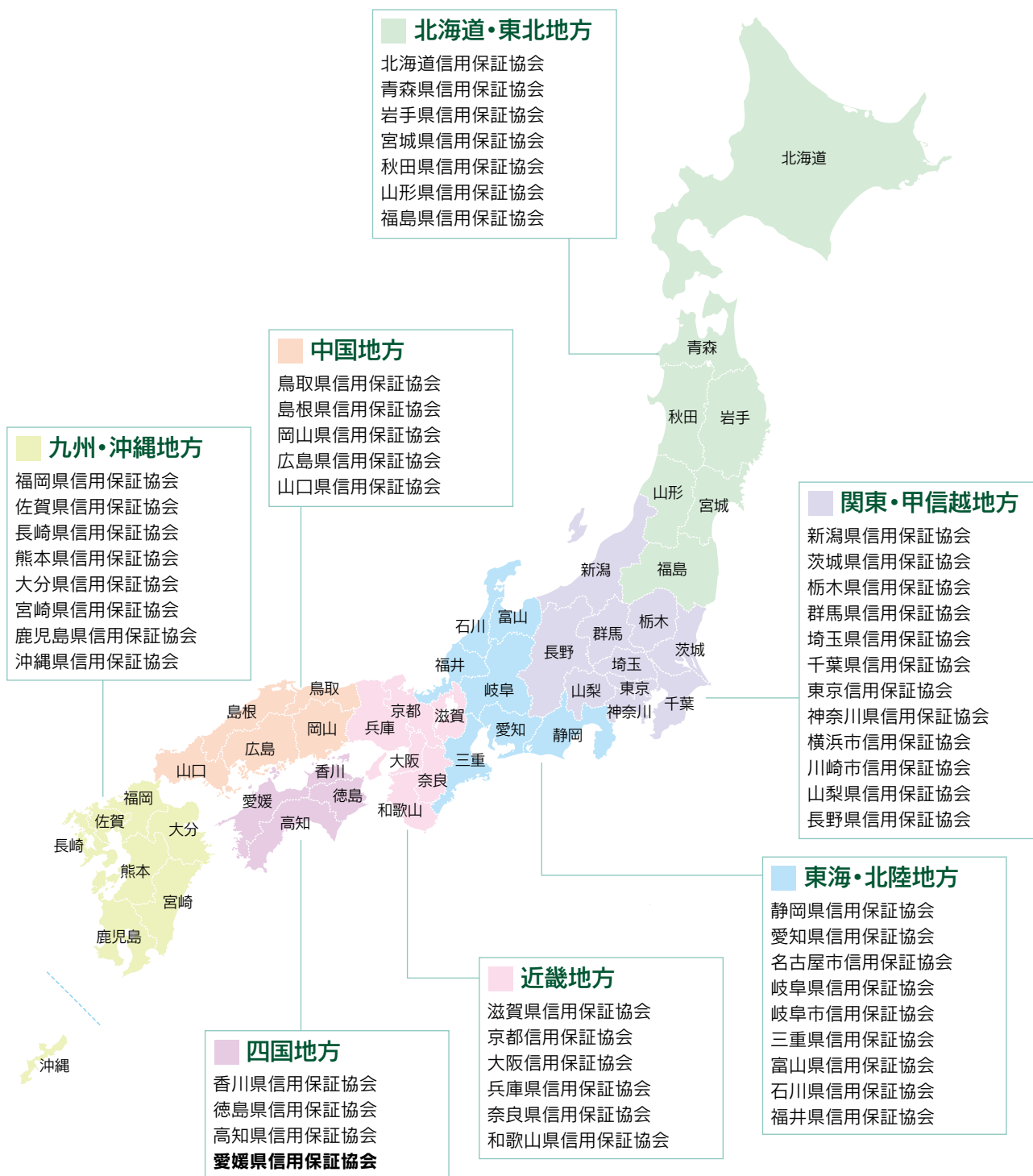
八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町



■全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約30兆円(平成25年度末)、信用保証協会を利用している中小企業は約146万企業におよんでいます。



本 所

〒790-8651
松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

〈松山事業部〉

保証一課・保証二課・管理課
TEL(089)931-2118 FAX(089)931-2174
〔業務区域〕松山市・東温市・伊予市・久万高原町・
砥部町・松前町

〈総務部〉

総務課
TEL(089)931-2111(代) FAX(089)931-2107
電算課
TEL(089)931-2115 FAX(089)931-2170

〈業務統括部〉

経営支援室
TEL(089)931-2116 FAX(089)931-1026
保証企画課
TEL(089)931-2114 FAX(089)931-2107
管理推進課
TEL(089)931-2117 FAX(089)931-2107

〈監査室〉

TEL(089)931-2180 FAX(089)931-1026

ホームページアドレス <http://www.ehime-cgc.or.jp/>

新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
〈保証課〉
TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284
〈管理課〉
TEL(0897)33-8292 FAX(0897)33-8293
〔業務区域〕新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階
TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758
〔業務区域〕今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137
〔業務区域〕八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階
TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583
〔業務区域〕宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町